

令和4年12月5日
庶務課

令和5年度生江東区奨学資金貸付運用方針について

1 予約採用基準

- (1) 江東区内に居住する中学校3年生及び義務教育学校9年生で、来春都内又は、隣接県内（千葉県・埼玉県・神奈川県）の高等学校（全日制・定時制を問わない）又は高等専門学校等へ進学を希望する者であること。
- (2) 学習成績が中学校第1学年から第3学年の前期まで（義務教育学校第7学年から第9学年の前期まで）の各教科の評定を全て合計し、その平均以上であること。
（基準内・9科目×平均点3点＝27点以上）
また、基準内の者が採用予定人員に満たない場合は、基準を約2割緩和することとする。（緩和基準・21点以上）
ただし、特別な場合はこの限りでない。
- (3) 本人の属する世帯の所得金額が、生活保護法による生活費基準額の15割以下とする。
また、基準内の者が採用予定人員に満たない場合は、割合を2割緩和することとする。（緩和基準・17割以下）
ただし、特別な場合はこの限りでない。

2 採用予定人員 50名

3 申請について

- (1) 江東区立中学校・義務教育学校に在学している希望者は、学校を通じて申請する。
- (2) その他の中学校に在学している希望者は、江東区教育委員会に直接申請する。
- (3) 受付期間は、令和4年11月15日～令和4年12月14日までとする。
- (4) 連帯保証人は1名とする。

4 貸付予約者の決定

- (1) 選考方法は審査順位により予約決定する。
- (2) (1)により予約決定された者で、高等学校等に入学を許可された者を奨学生として正式決定する。

5 貸付について

- (1) 学資金は年3回（4月・8月・12月）に分割し貸付ける。
- (2) 入学準備金は令和5年3月に貸付ける。

〔参考〕令和4年度貸付金

学資金	国公立	月額	8,000円
	私立	月額	28,000円
入学準備金	国公立	一時金	50,000円
	私立	一時金	100,000円

6 奨学生決定状況（参考） （人）

年度生	申込者	奨学生決定状況		
		国・公立	私立	辞退
H30	26	10	13	3
R1	23	10	8	5
R2	22	11	10	1
R3	17	5	10	2
R4	21	10	9	2